

デジタルカラー複合機賃貸借仕様書

1 件名

デジタルカラー複合機賃貸借

2 借上数量

施設 1 台

3 借上期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日まで

4 借上場所

障害者総合支援センター

埼玉県草加市栄町二丁目 1 番 32 号ストーク草加弐番館 1 階

5 支払方法

毎月末払い

6 仕様明細

- | | |
|------------------|---|
| (1) 読み取り解像度 | 600dpi×600dpi |
| (2) 書き込み解像度 | 1200dpi 相当×1200dpi |
| (3) 階調 | 256 階調 |
| (4) メモリ | 4GB 以上 |
| (5) HDD | 250GB 以上 |
| (6) 最大原稿サイズ | A3 |
| (7) 複写サイズ | A3～A6 タテ |
| (8) 画像欠け幅 | 先端：4.2mm 以内、後端：4mm 以内、手前/奥側 4mm 以内 |
| (9) ウォームアップタイム | 25 秒以内（主電源 ON からの時間） |
| (10) ファーストコピータイム | カラー5.5 秒以下（A4 ヨコ）
モノクロ 4.6 秒以下（A4 ヨコ） |
| (11) 連続複写速度 | カラー40 枚/分（A4 ヨコ）
モノクロ 40 枚/分（A4 ヨコ） |
| (12) 複写倍率 | 拡大 1：1.154/1.224/1.414/2.000
縮小 1:0.866/0.816/0.707/0.500
ズーム 25%～400%（1%単位で設定可能）
縦横独立変倍 25%～400%（1%単位で設定可能） |
| (13) 給紙 | 本体 4 段 550 枚×4 段
手差し 160 枚以上 |

- | | |
|---------------------|---|
| (14) 連続複写枚数 | 1枚～999枚 |
| (15) 自動両面コピー | 必要 |
| (16) 自動両面原稿送り装置 | 原稿サイズ A3～A5
原稿積載量 270枚以上
※1 パス両面同時読み取り可能であること |
| (17) プリンタ機能 | 連続プリント速度 32枚/分 (A4ヨコ)
解像度 1200dpi×1200dpi |
| (18) FAX機能 | 伝送規格 スーパーG3
送信最大原稿サイズ A3
短縮ダイヤル 1,000件 |
| (19) スキャナ機能 | フルカラーレスキャナー
読み取り解像度 200×200dpi～600×600dpi
出力フォーマット TIFF、JPEG、PDF、コンパクトPDF |
| (20) 標準消費電力量 (TEC値) | 3.31kWh以下 |

7 保守等

借上物件の使用に支障が生じることを未然に防ぐために、定期的な保守点検を実施すること。

- (1) 故障等の緊急時には、正常に使用できるよう迅速に対応すること。
- (2) 用紙を除く消耗品（トナーを含む。）については、受託者の負担とする。

※1 ヶ月平均使用枚数…別紙一覧表参照

8 その他

- (1) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。
- (2) 借上物件の納品に当たっては、担当の指示に従い、完全に使用できる状態まで調整し、設置すること。
- (3) 契約期間の満了に伴う借上物件の撤去にかかわる費用と、原状回復にかかわる費用は受託者の負担とする。
- (4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

9 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること
- ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

10 問い合わせ先

草加市社会福祉事業団事務局総務課 担当：五十嵐

電話：048（930）0311